

規定の改正について

【事前のご案内】

以下の規定につきまして、2025年2月8日付で一部改正を予定しております。

JAバンクローン融資約款

改正後	改正前
JAバンクローン融資約款	JAバンクローン融資約款
第1条～第3条 (省略)	第1条～第3条 (省略)
第4条 (変動金利型の利率の変更) 1 (省略) ①～② (省略) 2 (省略) ①～② (省略) 3 本条により利率が変更されたとき、組合は、新利率、毎回返済額に占める元金および約定利息の割合等を書面 <u>または電磁的記録</u> により通知するものとします。	第4条 (変動金利型の利率の変更) 1 (同左) ①～② (同左) 2 (同左) ①～② (同左) 3 本条により利率が変更されたとき、組合は、新利率、毎回返済額に占める元金および約定利息の割合等を書面 <u>(追加)</u> により通知するものとします。
第5条～第6条 (省略)	第5条～第6条 (省略)
第7条 (期限前の全額返済義務) 1 (省略) ① (省略) 2 (省略) ① 借主が返済を遅延し、組合から書面 <u>または電磁的記録</u> により督促しても、次の返済日までに元利金(損害金を含む。)を返済しなかったとき。 ②～⑩ (省略) 3 (省略)	第7条 (期限前の全額返済義務) 1 (同左) ① (同左) 2 (同左) ① 借主が返済を遅延し、組合から書面 <u>(追加)</u> により督促しても、次の返済日までに元利金(損害金を含む。)を返済しなかったとき。 ②～⑩ (同左) 3 (同左)
第8条～第14条 (省略)	第8条～第14条 (同左)
第15条 (借主による相殺) 1 (省略) ①～② (省略) 2 前項によって相殺する場合には、相殺通知は書面 <u>または電磁的記録</u> によるものとし、相殺した貯金その他の債権の証書、通帳は直ちに組合に提出します。 3～4 (省略)	第15条 (借主による相殺) 1 (同左) ①～② (同左) 2 前項によって相殺する場合には、相殺通知は書面 <u>(追加)</u> によるものとし、相殺した貯金その他の債権の証書、通帳は直ちに組合に提出します。 3～4 (同左)

<p>第 16 条（債務の返済等に充てる順序）</p> <p>1 （省略）</p> <p>2 借主が弁済または相殺する場合、借主は組合に対する債務全部を消滅させるに足りないときは、借主は組合に対する書面<u>または電磁的記録</u>による通知をもって充当の順序方法を指定することができるものとします。</p> <p>3～5 （省略）</p> <p>第 17 条～第 18 条 （省略）</p> <p>第 19 条（届出事項）</p> <p>1 借主および連帯保証人は、その印章、署名、名称、商号、代表者、住所、職業、勤務先、その他組合に届け出た事項に変更があった場合には、直ちに書面<u>または電磁的記録</u>により組合に届け出るものとします。</p> <p>2～3 （省略）</p> <p>第 20 条（報告および調査）</p> <p>1～2 （省略）</p> <p>3 借主または連帯保証人（担保提供者を含む。）は、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始されたときもしくは任意後見監督人の選任がなされたとき、またはこれらの審判をすでに受けているときには、借主または連帯保証人、借主または連帯保証人の補助人、保佐人、後見人は、登記事項証明書を添付してその旨を書面<u>または電磁的記録</u>により組合に届け出るものとします。届出内容に変更または取消が生じた場合も同様とします。届出の前に生じた損害については、組合は責任を負わないものとします。</p> <p>第 21 条～第 23 条 （省略）</p> <p>第 24 条（管轄地区外への移動）</p> <p>1 組合の管轄地区内に居住する借主が、組合の管轄地区外に転居するような事由が生じた場合は、直ちに書面<u>または電磁的記録</u>による届出をするとともに、その後の返済方法について組合の指示に従うこととします。</p> <p>2 借主が組合の管轄地区内において勤務に従事し、転勤、転職等の理由により組合の管轄地区外において勤務に従事するような事由が生じた場合は、直ちに書面<u>または電磁的記録</u>による届出をするとともに、その後の返済方法について組合の指示に従うこととします。</p> <p>第 25 条 （省略）</p>	<p>第 16 条（債務の返済等に充てる順序）</p> <p>1 （同左）</p> <p>2 借主が弁済または相殺する場合、借主は組合に対する債務全部を消滅させるに足りないときは、借主は組合に対する書面<u>（追加）</u>による通知をもって充当の順序方法を指定することができるものとします。</p> <p>3～5 （同左）</p> <p>第 17 条～第 18 条 （同左）</p> <p>第 19 条（届出事項）</p> <p>1 借主および連帯保証人は、その印章、署名、名称、商号、代表者、住所、職業、勤務先、その他組合に届け出た事項に変更があった場合には、直ちに書面<u>（追加）</u>により組合に届け出るものとします。</p> <p>2～3 （同左）</p> <p>第 20 条（報告および調査）</p> <p>1～2 （同左）</p> <p>3 借主または連帯保証人（担保提供者を含む。）は、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始されたときもしくは任意後見監督人の選任がなされたとき、またはこれらの審判をすでに受けているときには、借主または連帯保証人、借主または連帯保証人の補助人、保佐人、後見人は、登記事項証明書を添付してその旨を書面<u>（追加）</u>により組合に届け出るものとします。届出内容に変更または取消が生じた場合も同様とします。届出の前に生じた損害については、組合は責任を負わないものとします。</p> <p>第 21 条～第 23 条 （同左）</p> <p>第 24 条（管轄地区外への移動）</p> <p>1 組合の管轄地区内に居住する借主が、組合の管轄地区外に転居するような事由が生じた場合は、直ちに書面<u>（追加）</u>による届出をするとともに、その後の返済方法について組合の指示に従うこととします。</p> <p>2 借主が組合の管轄地区内において勤務に従事し、転勤、転職等の理由により組合の管轄地区外において勤務に従事するような事由が生じた場合は、直ちに書面<u>（追加）</u>による届出をするとともに、その後の返済方法について組合の指示に従うこととします。</p> <p>第 25 条 （同左）</p>
---	---

<p>第 26 条（教育ローンにかかる退学通知義務） 据置期間中に就学対象者が退学（学籍喪失）した場合には、借主は書面<u>または電磁的記録</u>をもってその旨届け出るものとします。</p> <p>第 27 条～第 28 条 （省略）</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第 26 条（教育ローンにかかる退学通知義務） 据置期間中に就学対象者が退学（学籍喪失）した場合には、借主は書面<u>（追加）</u>をもってその旨届け出るものとします。</p> <p>第 27 条～第 28 条 （同左）</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
---	---

2025 年 1 月 7 日
秋田ふるさと農業協同組合